

議案第39号

京田辺市自転車等駐車場条例の一部改正について

京田辺市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、法改正に伴う原動機付自転車の車体規模変更による駐車スペースの拡大に加え、人件費及び物価上昇等による駐車場の維持管理経費の増加に伴い、新田辺駅東自転車駐車場における原動機付自転車の駐車料金について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市自転車等駐車場条例（平成元年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表原動機付自転車の項中「143円」を「182円」に、「2,228円」を「2,955円」に、「6,200円」を「8,182円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の京田辺市自転車等駐車場条例別表に掲げる金額の定期駐車券は、改正後の京田辺市自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）別表に掲げる金額の定期駐車券とみなし、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も使用することができる。

（準備行為）

- 3 改正後の条例別表に基づく駐車料金に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

京田辺市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | | | | 現 行 | | | | 改正理由 |
|----------------|-------------------|--------|--------|----------------|-------------------|--------|--------|--------------|
| 別表（第7条、第18条関係） | | | | 別表（第7条、第18条関係） | | | | 利用料金の改定に伴う改正 |
| 利用の区分 | 駐車料金 | | | 利用の区分 | 駐車料金 | | | |
| | 一時利用 (1日1回につき) | 定期利用 | | | 一時利用 (1日1回につき) | 定期利用 | | |
| (略) | (略) | 1か月 | 3か月 | (略) | (略) | 1か月 | 3か月 | |
| 原動機付自転車 | 182円 | 2,955円 | 8,182円 | 原動機付自転車 | 143円 | 2,228円 | 6,200円 | |